

政令第七十八号

関税法施行令及び関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十八条第二項並びに関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第一項及び第八条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項第二号中「又は経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」を「、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定又は日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」に改める。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第二条 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二に次の一号を加える。

十二 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定

第二十五条第二項第四号中「又は第十一号」を「、第十一号又は第十二号」に、「又は第一一九号」を「、第一一九号又は第一二二号」に改める。

#### 附 則

この政令は、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の効力発生の日から施行する。